

徳島県長期インターンシップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島県（以下「県」という。）が行う業務内容、社会的役割等について、学生等が理解を深め、県を将来の進路選択の一つとする機会とするため実施する長期インターンシップに関し、必要となる事項を定めるものとする。

(実習対象者)

第2条 長期インターンシップにより県において実習を行う対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のうち、高等学校、大学（短期大学及び大学院を含む。）及び高等専門学校（以下「学校」という。）に在籍する学生等（以下「学生」という。）とする。

(実習参加申込み及び決定)

第3条 実習参加を希望する学生は、徳島県電子自治体共同システム（電子申請サービス）より本人が申し込まなければならない。

- 2 人事課は、申込みに対して選考を実施し、長期インターンシップの参加可否を決定する。
- 3 人事課は、申込みを行った学生に対して、前項の選考結果を通知するものとする。
- 4 人事課は、前々項の選考により参加可と決定された学生（以下「実習生」という。）が在籍する学校に対して、当該学生の実習参加について通知するものとする。

(身分)

第4条 知事は、実習生を、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に基づき会計年度任用職員として任用するものとする。

- 2 実習生の職の区分は、原則、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年徳島県規則第24号）に規定する補助業務とする。

(給与及び費用弁償)

第5条 実習生の給与及び費用弁償の額は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第19号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県条例第25条）に定めるところによる。

(実施時期及び時間)

第6条 長期インターンシップの実施期間及び時間は、県が別に定める。

(実習先及び研修内容)

第7条 長期インターンシップの実習先及び実習内容は、県が別に定める。

(実習生の遵守すべき事項)

第8条 実習生は、長期インターンシップの期間中、徳島県職員が遵守すべき法令に従わなくてはならない。

2 実習生は、実習先の指示に従い規律ある行動をとるものとする。

3 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

(実習の中止)

第9条 人事課は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習の開始前、開始後にかかわらず実習を中止することができるものとする。

(1) 災害の発生等により、安全に実習を実施することが困難な場合、若しくは実習を実施することにより県の業務に支障が生じ、又はそのおそれがある場合。

(2) 実習生が第8条の規定に違反するなど、実習生の責めに帰すべき事由により実習を継続することが困難である場合。

(3) 前各号に定めるもののほか、長期インターンシップの目的を達成することが困難であると認められる場合。

2 人事課は、前項の規定により、実習を中止するときは、その旨を実習生及び当該実習生が在籍する学校に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、長期インターンシップの実施に必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月11日から施行する。